

住民税均等割のみ課税世帯に対する物価高騰重点支援給付金（10万円/1世帯）のご案内

受給には手続きが必要です

- 住民税均等割のみ課税世帯に対する物価高騰重点支援給付金（1世帯あたり10万円）は、住民税均等割のみ課税世帯を支援する新たな給付金です。
- 対象となる世帯に属する平成17年4月2日から令和6年4月30日までに生まれた児童に対して1人あたり5万円を加算して給付します。（こども加算）
- 給付金を受給するためには、手続きが必要です。

給付金の支給額

1世帯あたり **10万円**

給付金の支給時期

市が確認書(または申請書)を受理した日から4週間後が目安です。

支給対象と申請の有無

支給対象となる世帯

令和5年12月1日現在（基準日）において、印西市の住民基本台帳に記録されている方で、下記のいずれかにあてはまる世帯

世帯全員の令和5年度
「住民税均等割のみ課税」
の世帯

市から確認書が届きます
(要返送)

※一部申請が必要な場合があります
令和5年12月1日時点で印西市に住民登録のある世帯の世帯主へ確認書が送付されます。

詳しくは「I」へ

※こども加算については、一部手続きが必要な場合があります。

詳しくは「II」へ

給付金の支給手続き

給付金を受け取るには、**手続きが必要**です。

I 令和5年度住民税均等割のみ課税世帯への給付金

世帯の全ての方が、令和5年1月1日以前から印西市にお住まいの場合

- 対象となる世帯には、市から給付内容や確認事項が書かれた確認書が届きます。中身を確認して、市に**返送してください**。

【確認事項】

- ①記載された給付金振り込み口座番号に誤りがないこと
- ②住民税均等割が課税されている方の扶養親族等のみの世帯ではないこと

世帯全員、または世帯の中に、令和5年1月2日以降に転入した方がいる場合

- 給付金を受け取るには、**申請が必要**です。
- 申請書に必要事項を記入して、添付書類とともに市コールセンターに、直接または郵送でご提出ください。



II こども加算

- 平成17年4月2日から令和5年12月1日までに生まれた児童と基準日において同一世帯の方は、Iの給付金の支給後、児童1人あたり5万円を1カ月後を目安に支給します。

(Iの手続き以外は不要)

- Iの給付金の支給が決定した支給対象者で、下記①**または**②に該当する方は、Iの手続きに加え、**こども加算の申請が必要**です。こども加算

の申請書に必要事項を記入して、添付書類とともに市コールセンターに直接または郵送でご提出ください。

- ①令和5年12月2日から令和6年4月30日までに生まれた児童がいるIの支給対象者
- ②平成17年4月2日から令和6年4月30日までに生まれた児童と別世帯だが扶養しているIの支給対象者



お問い合わせ

印西市非課税世帯等給付金コールセンター（印西市役所 3階）

受付時間 8:45~17:00（土日祝を除く） **050-5805-3817**

必ずご確認ください！

同封の「住民税均等割のみ課税世帯に対する物価高騰重点支援給付金支給要件確認書（以下、「確認書」）」は受給の可能性のある方に対して送付しておりますが、「住民税均等割が課税されている、他の親族等の扶養を受けている世帯は除く」となっております。

このため、以下の場合には受給できませんのでご注意ください。

「住民税均等割が課税されている扶養親族が令和5年度の税法上の扶養親族としてあなたを認定している。」

※必ずご家族に確認してください。

扶養親族に認定されている場合は支給対象外となりますので、「確認書」の提出は不要となります。

万一対象外の方が受給された場合は、給付金をお返しいただくこととなりますのでご注意ください。

! 物価高騰重点支援給付金の「振り込め詐欺」や「個人情報の詐取」にご注意ください！

自宅や職場などに都道府県・市区町村や国(の職員)などをかたる不審な電話や郵便があった場合は、市や最寄りの警察署か警察相談専用電話(#9110)にご連絡ください。

